

Global Newsflash

中国

デロイトトーマツ税理士法人

2016年8月30日号

※本ニュースレターは、[英文](#)(または中文)ニュースレターの翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

中華人民共和国:金税三期システムの運用開始が個人所得税の申告および管理に与える影響

(1) 概要

2016年末までに全国で実施することが予定されている重要なプロジェクトである金税三期システムの運用開始は、中国における今後の個人所得税申告に大きな影響を与えると考えられる。

“金税システム”は12の情報管理システムの一つとして、1990年代に中国政府が開発した電子徴税管理システムである。金税一期および金税二期のシステムでは、主に増値税のコンプライアンス管理、特にインボイス(発票)の使用と偽造防止等のために情報技術が用いられた。金税三期システムはより洗練された機能を有する、すべての業界、税種の統合的な管理と、特に個人所得税の徴税管理の強化を目指したものである。

上海市および北京市は2016年9月までに金税三期システムの運用を開始し、浙江省および江蘇省は2016年の第4四半期中にシステムの運用を開始する予定である。2016年末までに、金税三期システムは全国のすべてのレベルの税務局で導入される予定である。税務局は個人所得税の管理を容易にする、すべての企業および個人の納税者データを収集するシステムの構築を目指していることから、金税三期システムの運用開始は個人所得税申告のプロセスにも大きな影響を与えると考えられる。

(2) 金税三期システムによる主な影響

1) 新たな申告表の使用

金税三期システムで使用される申告表は、「個人所得税申告表の公布に関する公告」(国家税務総局公告[2013]21号)の要求に沿ったものである。21号公告により、個人所得税の申告表は12種類に減少した。そのうち、9種類は新しいもの、または修正されたもので、3種類は従来からのものである。金税三期システムの運用により、納税者は最初に税務登記手続を行う際に、より多くの基本情報の開示を求められるようになり、申告所得に対する調査、情報の収集および個人所得税のコンプライアンス管理が強化されるものと見込まれる。

2) 詳細な情報の開示

金税三期システムでは、外国籍従業員も中国籍従業員もより詳細な情報(個人情報、所得明細等)の開示を求められるようになる。当該情報に基づき、各地の税務局は集中データベースを構築でき、それをを用いて、同一または類似の業種に属する企業のデータを分析し、申告された課税所得が“不当に”高いか、あるいは低いと思われる事例を把握できるようになると考えられる。

3) 外国籍従業員の免税手当の申告

金税三期システムでは、外国籍従業員に現物支給される各種手当に関する情報の開示も要求されるようになる。現行の個人所得税に関する規定によれば、外国籍従業員に現物支給される特定の手当は免税として扱うことができる。近年、多くの地域において、現物支給の手当に対する税務局の審査が強化されているが、金税三期システムの運用開始によって、初めて全国において(月次給与の源泉徴収または申告と併せた)現物支給の手当の開示が要求されるようになる。新しいシステムは、外国籍従業員の申告した免税手当(例えば、家賃、食費およびクリーニング代等)の合理性を税務局がレビューし、判断する上での助けになると考えられる。

(3) デロイトのコメント

金税三期システムの運用開始に伴い、各地の税務局は今後、より厳しく個人所得税の申告内容を審査するようになることが予想される。この状況を踏まえて、企業(特に外国籍従業員を有する企業)は慎重に金税三期システムの運用開始による影響を評価し、関連規定に従って十分な書類をそろえておく必要がある。特に、以下のような点に留意しなければならない。

- 企業の従業員は新しいシステムと変更点をよく理解しているか
- 企業は従業員に関する情報(例えば、出向者の中国滞在日数等)を記録し、かつ適切にモニターしているか

- 従業員が取得するすべての所得(例えば、中国国外源泉所得、海外公的社会保障料、免税とならない諸手当等)を正しく申告しているか
- 企業には、現物支給の手当に係る適切な内部手続きが設けられ、厳しく管理されているか
- 企業には、税務ポジションを裏付けるデータ/書類を収集するための十分なリソースがあるか

免税手当に関する新しい申告の要求に対応するために、企業は免税となる手当を現金で支給される手当と区別し、税法規定および現地の実務に従って適切に取り扱わなければならない。また、関連の内部管理手続を文書化し、免税の取扱いを維持できるように、それを守る必要がある。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao

問い合わせ

デロイト トーマツ 税理士法人

エグゼクティブオフィサー 大久保 恵美子

emiko.okubo@tohmatsumax.co.jp

グローバル エンployヤー サービス (GES)

東京事務所

パートナー 川井 久美子

kumiko.kawai@tohmatsumax.co.jp

大阪事務所

シニアマネジャー 高橋 朋子

tomoko1.takahashi@tohmatsumax.co.jp

ニュースレター発行元

東京事務所

〒100-8305

東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

新東京ビル 5 階

Tel: 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohmatsumax.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人および DT 弁護士 法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネス プロフェッショナル グループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザー 等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト) は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザー サービス、リスク マネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組みクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 225,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”) ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または “Deloitte Global”) はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ 税理士 法人を含む)がこれに限らない、以下「デロイト ネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイト ネットワークに無断で転載、複製等をすることはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイト ネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中および講演中の発言における、意見にわたる部分は講演者の私見であり、デロイト ネットワークの公式見解ではありません。デロイト ネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2016. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.